

**【ご用意いただく書類について(代表的なケース)】**

相続の内容によって別途書類が必要となる場合がございます。

また、当金庫所定の相続手続依頼書等が必要となりますので、当金庫からのご案内をご確認ください。

相続ケース	必要書類
相続人間での協議による共同相続の場合	①亡くなられた方のご出生からご逝去までの連続した戸籍(除籍)謄本 ②ご相続人様の戸籍謄本 ③ご相続人様全員の印鑑証明書(発行後6か月以内) ※①②は法定相続情報一覧図でも可。
「遺産分割協議書」を作成される場合	①亡くなられた方のご出生からご逝去までの連続した戸籍(除籍)謄本 ②ご相続人様の戸籍謄本 ③ご相続人様全員の印鑑証明書(発行後6か月以内) ④遺産分割協議書 ※①②は法定相続情報一覧図でも可。
裁判所の遺産分割審判(和解・調停・審判)による場合	①和解調書謄本、または調停調書謄本、または審判書謄本および確定証明書 ②審判等で指定された方の印鑑証明書(発行後6か月以内)
「公正証書遺言」にもとづく場合	①亡くなられた方の戸籍謄本(除籍謄本) ※法定相続情報一覧図でも可 ②当金庫預金を相続される方の印鑑証明書(発行後6か月以内) ③公正証書遺言書
「自筆証書遺言」にもとづく場合	①亡くなられた方の戸籍謄本(除籍謄本) ※法定相続情報一覧図でも可 ②当金庫預金を相続される方の印鑑証明書(発行後6か月以内) ③自筆証書遺言書 ④家庭裁判所の検認済証明書
遺言執行者、遺産整理受任者がいる場合	①亡くなられた方の戸籍謄本(除籍謄本) ※法定相続情報一覧図でも可 ②執行者・受任者様の印鑑証明書(発行後6か月以内) ③執行者・受任者であることが確認できるもの(遺言書等) ※家庭裁判所の選任による場合は選任に関する審判書

**相続人に未成年者・成年被後見人が含まれる場合**

相続ケース	必要書類
親権者・未成年者がともに相続人の場合 (遺産分割協議書あり)	①特別代理人の選任審判書謄本 ②特別代理人の印鑑証明書(発行後6か月以内) ※遺産分割協議前に親権者が手続きを行う場合は、親と未成年の子の利益相反が発生しませんので特別代理人の選任は不要です。
相続人に成年後見人制度を利用されている方がいる場合	①家庭裁判所の成年後見人等の選任書謄本または後見登記等の登記事項証明書 ②成年後見人等の印鑑証明書(発行後6か月以内)